在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会のとりまとめ(概要)

1 検討内容

高齢化の進展と医療技術の進歩により、増加の見込まれる在宅医療廃棄物を適正に処理するためには、処方者である医師会や歯科医師会、販売者である薬剤師会、生産者である医療機器業界及び製薬業界、一般廃棄物の処理責任をもつ区市町村といった関係者が認識を共有し、連携した取組を行っていくことが重要であることから、東京都は、関係者で構成する「在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会」を設置し、次の事項について検討を行ってきた。

- (1) 使用済み注射針回収事業の検証(開始後10年経過)
- (2) 使用済み注射針以外の在宅医療廃棄物(非鋭利な在宅医療廃棄物)の適正処理 拡大生産者責任に基づく回収システムの必要性

検討にあたっての留意事項

回収薬局の看板

収済

- (1) 廃棄物の処理作業員が、通常のごみ処理時に効率的に、安心して安全に扱うことができる方法とする。
- (2) 患者や介護者にとって、排出方法が分かりやすいこと。
- (3) 自治体が異なっても共通の理解のもと処理方法等について同一の対応が図られるよう、事実や判断に必要な情報を可能な限りわかりやすく提供する。

2-1 使用済み注射針回収事業の検証

現状

都薬剤師会の回収実績は着実に増加(回収容器 H14 度 465 個 → H24 度 102,426 個)しているものの、都薬剤師会が扱う院外処方の比率(全体の約6割)を考慮すると、回収率(全体の約2割相当と試算)は十分と言い切れない。

注射針回収

課題

都薬剤師会加入薬局での回収率の向上 専用容器代の負担、専用容器の確保 患者、介護者等への周知の徹底

専用容器

ペン型自己注射針





ペン型自己注射針

解決策

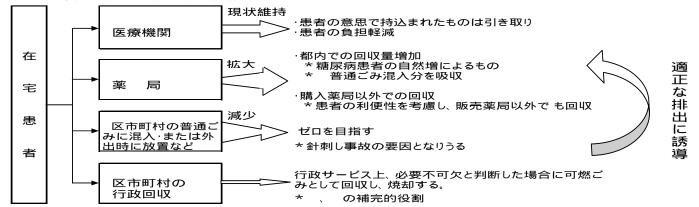
各種研修会等の機会を捉え、回収事業実施薬局での専用容器回収を徹底するとともに、実施薬局 数を増やしていく。

BERE!

医療機器業界及び製薬業界により、回収容器の安価な調達について検討が行われ、コストダウンの提案がなされた。

使用済み注射針は感染性廃棄物として扱い、一定の処理方法 (「専用容器に入れて、薬局または医療機関に持っていく」等)を定め、在宅医療廃棄物に関わる関係者が連携した普及啓発を行う。

在宅患者の使用済注射針排出ルート



2 - 2 注射針以外の在宅医療廃棄物(非鋭利な在宅医療廃棄物の適正処理)

現状

・区部では、CAPDバッグや輸液バッグ等について、ほとんどの区で回収が 行われているのに対し、多摩地域では、30市町村のうち12~16の市町村 が回収を行っていない。



インスリンカートリッジ







C A P D バッグ (在宅腹膜透析で使用)

処理のまとめ

- ・注射針以外の非鋭利な在宅医療廃棄物は、体液や血液の付着する可能性は否定できないが、鋭利ではないため、プラスチック袋に入れ、しっかり封をすることで感染のおそれを回避できる。 参考:CDC(米国疾病予防管理センター)による標準予防策
- ・プラスチック製のものは燃やすごみとして回収し、焼却処理が適当。 今後、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの調査研究等、検討の余地はあり得る。

3 在宅医療廃棄物の回収システムの必要性

在宅医療廃棄物に関する拡大生産者責任の考え方

- ・ごみになりにくい製品開発や安全性の確保のための情報提供。 これまでも取組を進めており、引き続き取組を行っていく。
- ・製造業者や販売者等による回収。 都薬剤師会加入薬局による使用済み注射針の自主回収。

在宅医療廃棄物の回収システムの必要性

感染性のおそれのある鋭利なもの

事故の危険性があるため、特別な取扱いを行う必要があるが、既に薬剤師会や医療機関による引き取りがなされている。

非鋭利なもの

事故の危険性は極めて低く、ただちに区市町村による処理に支障が生じることはない。 新たな回収処理システムを整えなければならない切迫性はない。 回収処理システムの構築には、関係者間の共通認識や合意形成が必要となる。

4 今後の取組

在宅医療廃棄物の適正処理には、患者や介護者等にとって負担の少ない処理方法を関係者間で協議を行い、取組を進めていくことが必要である。

さらに在宅医療廃棄物の適正処理を進めるためには、地域の実情に応じて、保健部局など在宅 医療に関わる関係者を含めた連携体制を構築し、患者や介護者等にとって負担の少ない処理方法 の普及啓発等、関係者による協働的な取組を進めていくことが有効である。

(在宅医療廃棄物の写真:在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会(環境省主管)「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」(平成20年3月))より)